

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業の経営とはその所有者である株主から委託されたものであり、経営陣は常にその受託者責任を認識して経営にあたる必要があると考えております。その受託者責任の下、より公正かつ透明な経営を実現するために、業務執行における意思決定の迅速化と質の向上、経営執行に対する牽制機能の充実および適時適切なディスクロージャー等が重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取り組んで参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日産東京販売ホールディングス株式会社	678,000	53.80
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	27,000	2.14
中谷 宅雄	23,400	1.85
河田 守弘	20,000	1.58
近藤 勤	17,800	1.41
齊藤 学	15,000	1.19
今泉 真一郎	13,100	1.03
織田 敏昭	12,000	0.95
大塚 正男	11,400	0.90
中山 啓二	11,100	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	日産東京販売ホールディングス株式会社 (上場:東京) (コード) 8291
--------	---------------------------------------

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 JASDAQ
---------------	-----------

決算期	3 月
-----	-----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

日産東京販売ホールディングス株式会社及び同社グループ各社との仕入・販売の取引関係に関しては、一般取引先と同様個別の協議により決定し、公正かつ適正な取引関係を維持します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社は、当社の議決権の53.8%(平成28年3月31日現在)を所有しております。当社は同企業グループに対し、コンピュータ機器類及び保守サービスの販売等を行っており、従来通りの関係を維持しております。また、同社との間に金銭等の貸借関係、保証・被保証等はありません。

親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社は、資本的な関係から当社の経営方針等について、一定の影響を及ぼす状況にありますが、事業の関連性はないため事業活動に対する制約はなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

なお、当社と同企業グループとの取引に関しては以下の通りであります。

当社の取引高に占める同企業グループとの取引高及び比率は、平成28年3月期において427百万円、6.6%であり、その多くは親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社410百万円、6.3%であります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北村 章彦	他の会社の出身者											
桜井 英一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北村 章彦	○	独立役員に選任しております。	経営者として培った豊富な経営経験をもとに、当社の経営上の重要事項につき、各種提言、指導をいただき、当社の経営上の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくため、選任いたしました。
桜井 英一	○	独立役員に選任しております。	経営者として培った豊富な経営経験をもとに、当社の経営上の重要事項につき、各種提言、指導をいただき、当社の経営上の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくため、選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

経営の監視監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人との緊密な体制を構築しております。
社内の重要な会議にも出席するとともに各会議体の議事録閲覧および内部監査部門との連携により各部署への訪問監査の実施等、業務執行状況の課題・問題点等、随時把握に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松尾 憲治	弁護士													
小川 和洋	公認会計士													
金井 祐子	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾 憲治	○	独立役員に選任しております。	当社や当社の関連会社との主要な取引が無く、また主要な株主でないことから、当社からの独立性が高く、弁護士としての経験が豊富であることから、特に法務面からの客観的意見を取り入れるため、選任いたしました。
小川 和洋		――	公認会計士として企業会計等に関する見識が豊富であることから、特に企業会計面から客観的意見を取り入れるため、選任いたしました。

金井 祐子	——	公認会計士として企業会計等に関する見識が豊富であることから、特に企業会計面から客観的意見を取り入れるため、選任いたしました。
-------	----	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

特にありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期における取締役に支払った報酬等の総額は、39,025千円(内、社外取締役4,200千円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の額は、株主総会において承認された報酬額の限度内において、取締役については、企業業績及び貢献度に応じて、取締役会で決定しております。また、監査役については、監査役の協議において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

当社は社外取締役(社外監査役)を補佐する専従の部署および人員は設置しておりませんが、総務・IR部が毎月開催される定例取締役会の招集を通知しております。
また、社外取締役、社外監査役の窓口は総務・IR部、監査室がそれぞれ担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役6名で構成されており、原則として毎月1回以上開催され、重要事項や業績報告及びその対策について十分に議論して意思決定をしております。当社は、執行役員制度の導入はいたしておりませんが、営業状況の進捗を検討する社内会議(APS: アカウントプランニングセッション)にも参加し、営業戦略の決定を行っております。
上記の経営上の意思決定に基づき、「自動車事業部」、「産業事業部」、「マネージドサービス事業部」、「人事部」、「商品管理部」、「経理部」、「総務・IR部」、「社内システム推進」、「マーケティング室」、「セールスオペレーション」の10の部門により事業運営上の迅速化及び効率化に取り組んでおります。また、当社は、顧客中心にソリューション提案を実現するため、またサービスを中心とした付加価値販売を強化することを目的に、自動車業界の顧客を担当する「自動車事業部」、産業顧客を中心とした「産業事業部」、戦略的なソリューションを提供する「マネージドサービス事業部」の3事業部体制とし、また「人事部」、「商品管理部」、「経理部」、「総務・IR部」、「社内システム推進」、「マーケティング室」を統括する経営管理本部及び「セールスオペレーション」を置き、取締役が担当となり、各部門の現状、懸案事項、その対策等の情報が速やかに経営判断に活かされる体制となっております。
当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役3名の4名で構成されております。取締役会及び社内の各種会議

に積極的に参加し、監査役による経営陣の監視や法令遵守の監視を行っております。

また、当社は会計監査人である監査法人との間で監査契約を締結しており、監査役、会計監査人および内部監査人は、適時監査の実施状況について協議するなど相互連携に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における、企業統治の体制は、監査役設置会社として、取締役会による迅速な意思決定に対し、4名の監査役が経営、法律、財務・会計に関するそれぞれの専門性に基づく中立的な監視を実施しており、経営の監視体制が十分に機能していると判断していることから、現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる総会集中日の株主総会開催目を排除し、できるだけ多くの株主様に対し会社経営を見ていただける日に株主総会を開催いたします。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年1回、年度末決算発表後に開催しております。 平成28年5月26日 アナリスト・機関投資家向け 第28期決算説明会	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家情報のサイトを設け適時更新しております。URL: http://www.tcs-net.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務・IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーとのコミュニケーションおよび株主様への説明責任を果たすための方法として、インターネットや電子メール等の活用を積極的に取り入れております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 業務運営の基本方針

当社は、以下の経営理念・経営の基本姿勢を掲げ、事業活動を行っております。

【経営理念】

「お客様に最大のご満足を提供できる会社になろう」のもとに、「もっとも安心してITインフラを任せられる企業」をめざします。

【経営の基本姿勢】

顧客価値を創造するため、「顧客を深く理解すること」「最適なIT資源を提供すること」「最新の技術経験を提供すること」「最新の製品を提供していくこと」を行動指針とする営業活動を基本に業績の向上に努めます。

2. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会を設置する。

・コンプライアンス委員を任命し、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

・役員及び社員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成する。

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス規程において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを規定する。社員への周知、啓蒙については、コンプライアンスマニュアルを作成し、全社員に配付、教育研修等を行うこととする。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、総務・IR部では外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努める。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適正に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、それに準拠した管理体制の整備を図る。

また、当社を取り巻くリスクを特定した上で、適切なリスク対応を行うとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。

コンプライアンス委員会に予防的リスクマネジメントの役割を持たせる。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

・経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

・業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。

・日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加えグループとしての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範・規則を整備する。

・グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

・代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役の指揮・監督の下、監査役の監査業務のサポートをする。

また、当該使用人の人事異動・評価に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

また、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が定期的に役員及び社員から職務執行の状況に応じて、報告を受けることができる体制を整備する。報告・情報提供としての主なものは、下記のとおりとする。

・当社の重要な会計方針、基準及びその変更

・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じ、コンプライアンス規程と内部通報制度を役員及び社員に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他の監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査が実効的に行われていることを確保するため、監査・経理・総務等の関連部門が監査役の業務の補助をする。

(12)財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「経理規程」等の社内規程を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針」を策定し、この方針に基づき内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図ることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

コンプライアンス規程において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを規定し、社員への周知、啓蒙については、コンプライアンスマニュアルを作成し、全社員に配布、教育研修等を行なうこととしております。

